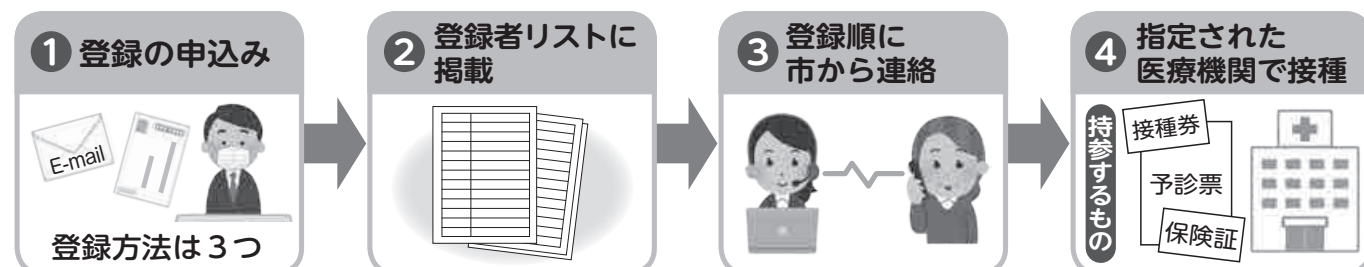


# 「もったいないバンク(追加接種用)」の登録を開始します

詳しくは☎新型コロナワクチン接種推進課  
☎786-1855

本市では、貴重なワクチンを無駄にしないための対策として、急な予約キャンセルなどにより生じた余剰ワクチンで追加接種していただける人の事前の登録を始めます。

## 接種までの流れ



【対象】 2回目の接種を終えた18歳以上の市民

### 【登録方法】

#### ① Eメールでの登録

市ホームページに掲載している申込書に必要事項を記入してメールに添付し、メールの件名を「もったいないバンク登録」にして送信してください。

申込先のメールアドレス▶[vaccine@city.okegawa.lg.jp](mailto:vaccine@city.okegawa.lg.jp)

#### ② 郵送での登録

ページ下部の申込書、または、市ホームページや保健センター窓口にある申込書に必要事項を記入し、郵送してください。

郵送時の送付先▶〒363-0024 鴨川一丁目4番1号

新型コロナワクチン接種推進課 宛て

#### ③ 保健センター窓口での登録

ページ下部の申込書、または、市ホームページや保健センター窓口にある申込書に、必要事項を記入し、持参してください。

窓口受付▶平日午前8時30分～午後5時15分

### 【登録申込み期限】

いずれの方法も4月30日(土)到着分まで

### 【登録に必要な事項】

①氏名 ②住所 ③生年月日 ④連絡先(平日の日中に必ず連絡が取れる電話番号)

⑤2回目の接種日 ⑥すでに追加接種の予約をしている人は、その予約日

### 【注意事項】

- ・ワクチンの種類は選べません。
- ・連絡時に不在の場合、すぐに次の人に連絡しますので、折り返しの電話をいただいてもご案内できない可能性があります。
- ・登録いただいても必ずご案内できるとは限りません。
- ・接種券が届いてない場合は、保健センターで発行しますので、身分証明書、1・2回目接種日が確認できる接種済証などを窓口まで持参してください。
- ・すでにご自身で接種の予約をしている場合は、その予約を必ずキャンセルしてください。

言語・聴覚などに障がいがある人は、担当課にご相談ください。



▲もったいないバンク

## 桶川市 もったいないバンク(追加接種用) 登録申込書

|         |          |                 |          |
|---------|----------|-----------------|----------|
| 氏名      |          | 住所              |          |
| 生年月日    | 年 月 日    | 連絡先(電話番号)       |          |
| 2回目の接種日 | 令和 年 月 日 | 追加接種の予約日(該当者のみ) | 令和 年 月 日 |

# 新型コロナワクチン追加(3回目)接種のスケジュールについて

詳しくは☎新型コロナワクチン接種推進課☎786-1855

令和3年8月以降に2回目の接種を終えた人の追加(3回目)接種のスケジュールなどをお知らせします。  
年齢基準日は令和4年4月1日です。



## 65歳以上の人

| 2回目接種完了日                | 接種券発送予定日     | 予約開始日             | 備考 |
|-------------------------|--------------|-------------------|----|
| 令和3年<br>9月16日(木)～30日(木) | 2月24日(木)から順次 | 3月8日(火)<br>午前9時から | —  |



## 65歳未満の人

| 2回目接種完了日                | 接種券発送予定日     | 予約開始日    | 備考                                                 |
|-------------------------|--------------|----------|----------------------------------------------------|
| 令和3年<br>8月1日(日)～13日(金)  | 発送済み         | 3月1日(火)  | 接種券同封の案内より予約開始日が前倒しになっており、対象者には個別にはがきでお知らせします。     |
| 令和3年<br>8月14日(土)～31日(火) |              | 3月3日(木)  |                                                    |
| 令和3年<br>9月1日(水)～15日(水)  | 2月25日(金)から順次 | 3月8日(火)  | 接種券同封の案内より予約開始日が前倒しになっており、接種券の券面に前倒し後の日付けを記載しています。 |
| 令和3年<br>9月16日(木)～30日(木) | 3月10日(木)から順次 | 3月15日(火) |                                                    |

※国・県の設置する接種会場や職域接種など、**他の会場で接種を希望する人で接種券が届いていない場合は、担当課(☎786-1855)までご連絡ください。個別に送付します。**

## 【予約できる期間とワクチン】

| 予約期間追加日  | 新たに予約できるようになる期間   | 予約できるワクチン |
|----------|-------------------|-----------|
| 3月1日(火)  | 3月14日(月)～20日(日)   | 武田／モデルナ社  |
|          | 3月21日(月・祝)～27日(日) | ファイザー社    |
| 3月8日(火)  | 3月28日(月)～4月3日(日)  | 武田／モデルナ社  |
|          | 4月4日(月)～10日(日)    | ファイザー社    |
| 3月15日(火) | 4月11日(月)～17日(日)   | 武田／モデルナ社  |
|          | 4月18日(月)～24日(日)   | ファイザー社    |
| 3月22日(火) | 4月25日(月)～5月1日(日)  | 武田／モデルナ社  |

※3月13日以前の日程についても、予約開始日に空き枠があり、2回目の接種から6か月以上経過していれば予約が可能です。

※4月以降の予定については、国からの供給スケジュールが新たに示された場合、変更となる可能性があります。最新情報は、市ホームページでお知らせします。

※2回目の接種日から6か月経過する日より予約を可能とするため、予約システムの仕様上、表示される2回目の接種日が実際の接種日より2～3日前後している場合があります。ご了承ください。



# 市内の桜スポット

詳しくは☎産業観光課 ☎788-4929  
観光協会 ☎776-8590  
城山公園の桜は、城山公園管理  
事務所(☎786-5881)へ。

| 場 所           |            | 桜の種類             | 見 頃       |
|---------------|------------|------------------|-----------|
| 石川川護岸(城山公園東側) | 川田谷2839－11 | 河津桜              | 2月上旬～3月下旬 |
| 普門寺のしだれ桜      | 川田谷6663    | イトザクラ            | 3月下旬      |
| 城山公園の桜並木      | 川田谷2839－11 | ソメイヨシノ           | 3月下旬～4月上旬 |
| 篠津の桜堤         | 赤堀2－49     |                  |           |
| 子ども公園わんぱく村    | 坂田982－1    |                  |           |
| 富士見ホテル親水公園    | 川田谷1767－1  |                  |           |
| 駅西口公園         | 若宮1－5      |                  |           |
| せいしどう<br>勢至堂  | 上日出谷353    |                  |           |
| 明星院           | 倉田150      |                  |           |
| みろくいん<br>弥勒院  | 川田谷3394    | しだれ桜<br>ソメイヨシノ   |           |
| 川田谷小学校周辺      | 川田谷4213    | ウワミズザクラ<br>イヌザクラ | 4月下旬      |

※詳しい市内の桜開花情報は、市ホームページに掲載します。  
※開花時期は、天候などの条件により変動することがあります。

掲載期間▼令和4年5月号～令和5年4月号の12回分  
掲載サイズ▼裏表紙広告枠縦45mm×横177mm  
※広告版下原稿(電子データ)などの作成は、広告主の負担です。  
※掲載できる広告についての詳細は、こちらをご覧ください。

▲有料広告枠について



令和4年度の広報おけがわ裏表紙有料広告枠の売却について、一般競争入札を行います。掲載を希望する人は、入札参加申込書を提出してください。  
※入札参加資格については、入札説明書などをご覧ください。  
広告掲載ページ▼広報おけがわ裏表紙下部(左図参照)  
※裏表紙はカラー(4色刷り)です。

## 広報おけがわに掲載する「広告」募集

詳しくは☎秘書広報課  
☎788-4901

### 随時募集

#### 市ホームページのバナー広告

掲載規格・掲載料▼  
縦60px×横150px→月1万円  
(掲載は月単位)

#### 広報中紙面有料広告

掲載規格・掲載料▼  
縦45mm×横87mm → 1回あたり1万円  
縦45mm×横177mm → 1回あたり2万円  
※黒1色刷りで、掲載ページは指定できません。

《入札参加申込みについて》  
入札申込書の配布および受付は秘書広報課で行います。  
申込書などの配布・提出▼3月1日(火)18日の午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土・日曜日を除く)。  
申込書などは、市ホームページから入手できます(3月1日(火)から)。  
《入札について》  
入札日時▼4月4日(月)午前10時から  
入札会場▼市役所3階相談室312  
入札方法▼一般競争入札  
落札▼市の予定価格以上の金額で、かつ最高の金額をもって有効な入札をした者となります。

## 3月から 小児(5～11歳)の ワクチン接種が始まります



詳しくは☎新型コロナワクチン接種推進課 ☎786-1855

国から示された2月9日(水)時点の情報をもとに、取り急ぎ準備を進めております。  
本市には、対象者約4,100人に対して1,600回分(800人×2回分)の小児用新型コロナワクチンが3月までに供給されるため、まずは11歳の児童約580人の接種を優先して、以下のとおり接種体制を整えています。  
最新の情報は、市のホームページを随時ご確認ください。

|        | 1回目接種           | 2回目接種            | 接種人数 |
|--------|-----------------|------------------|------|
| 第1グループ | 3月9日(水)～15日(火)  | 3月30日(水)～4月5日(火) | 400人 |
| 第2グループ | 3月23日(水)～29日(火) | 4月13日(水)～19日(火)  | 400人 |

接種券発送▶3月1日(火)頃

予約開始日▶

11歳………3月4日(金)午前9時

それ以外…3月7日(月)午前9時

接種開始日▶3月9日(水)

予約方法▶

①Web予約

※小児予約専用サイトを準備しています。

②予約代行 3か所(保健センター、ベニバナウォーク桶川、坂田コミュニティセンター)

③コールセンター ☎0120-400-750  
(フリーダイヤル)

接種医療機関▶

|                |              |
|----------------|--------------|
| 朝日内科歯科医院       | 桶川駅前こどもクリニック |
| 栗原クリニック        | 豊田医院         |
| ベニバナファミリークリニック | 渡辺医院         |

※以降の体制は、国から4月以降のワクチン供給予定が示され次第、お知らせします。

### 【注意事項】

※年齢基準日は、令和4年4月1日(金)です。

※接種に当たっては、保護者の同伴が必須となります。

※小児用のワクチンは、ファイザー社製ですが、大人用のものとは別のワクチンとなります。

※迅速かつ確実に2回接種していただくため、予約の際は1・2回目の両方を決めていただくことになり、2回目の予約日は、1回目の予約日から3週間後の同時刻同会場となります。ご了承ください。

※1・2回目の接種は同一ワクチンの使用が望ましいため、令和4年4月1日(金)までに新たに12歳になる人は、誕生日後、すぐに接種券を送付しますので、大人用(12歳以上)のワクチンを予約してください。

※1回目接種と2回目接種の間に12歳になる人の取り扱いについては、国の方針が示され次第、市のホームページでお知らせする予定です。

### PCR検査などの費用を一部助成

### 申請は3月31日(木)までです

発熱などの症状がなく  
本人の希望で受けた場合

詳しくは☎健康増進課 ☎786-1855

対象検査▶PCR検査または抗原定量検査で、保険適用外の検査

対 象▶・65歳以上の人

・基礎疾患(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患)のある人

助成回数▶一人1回/年度



助成額、市内実施医療機関など詳細はこちら



# 桶川にゆかりの武蔵武士

## あだちとおもと 足立遠元

前編

～実はこの人、鎌倉殿を支えた13人の合議制の1人なんです～

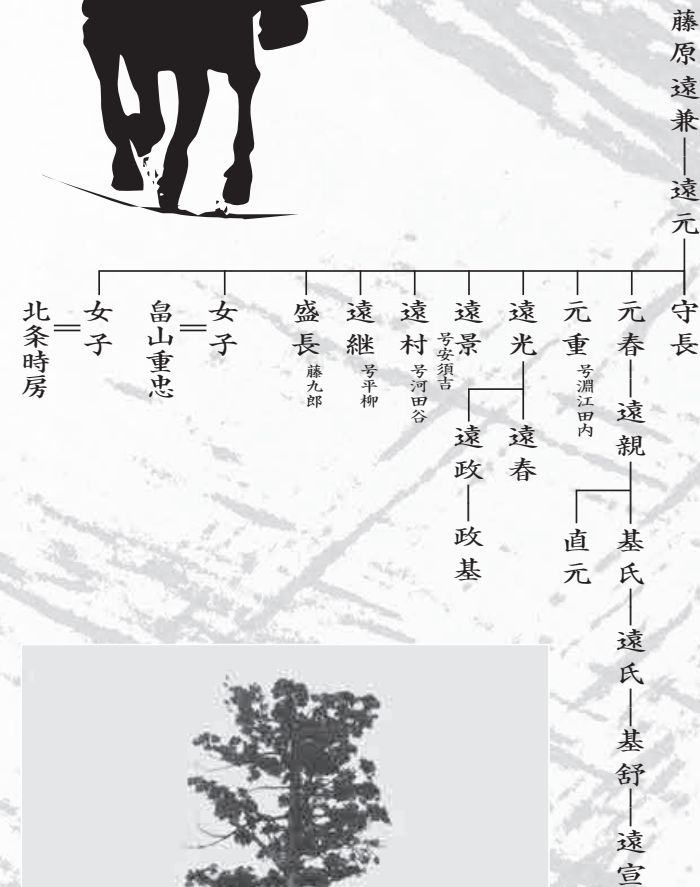
詳しくは生涯学習文化財課 ☎ 788-4971

歴史民俗資料館 ☎ 786-4030



### 足立氏系図

参考「足立氏系図」



### 足立遠元と足立氏について

鎌倉幕府を支えた13人の家臣団に「足立遠元」という人物がおり、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」(NHK)にも登場します。皆さんは足立遠元が桶川にゆかりがあることをご存知でしょうか。

前編・後編の2回にわたり、足立遠元についてご紹介します。

足立遠元は鎌倉時代初期の武蔵国

(現在の埼玉県、東京都、神奈川県の一部)の武士です。鎌倉幕府を創設した源頼朝の御家人で、13人の合議制の一人として幕府の重臣となりました。平安時代末期の生まれと考えられますが、生没年ともに不明です。

『足立氏系図』によると遠元は、藤原北家の家系で、父は藤原遠兼という人物です。遠兼は関東の武蔵国府の役人として京都から下向した官人で、在地の有力官人であった秩父

氏の流れをくむ豊島康家の娘と結婚しました。そこに生まれたのが遠元です。後に遠元は、豊島氏とおして足立郡司を継承したと伝わり、その職に因んで「足立」を姓とし「足立遠元」と名のりました。これが足立氏の始まりです。足立氏は、父祖代々より足立郡に生まれ土地を開発した地元の豪族ではなく、関東に下った京都の官人の子孫が武蔵武士として土着した家系であるといえます。



足立氏家紋



一本杉 (昭和の中頃)



三ッ木城跡図



現在の三ッ木城跡



現在の諏訪雷神神社



遠元館跡を示す顕彰碑 (総合福祉センター地内)

### 足立遠元の館が桶川にあった?!

遠元と桶川との関係、それは、遠元の館があったという伝承地がここ桶川にあるということです。遠元が治めていた足立郡は、現在の行政区域に照らすと、鴻巣市・北本市・桶川市・伊奈町・上尾市・さいたま市・戸田市・蕨市・川口市・草加市・東京府足立区にわたる広大な範囲でした。このうち遠元の館跡と伝わる場所は4か所あります。1か所はさいたま市西区内で、残りの3か所が桶川市内にあります。

3か所のうち一つは、川田谷の三ッ木城跡、一つは神明1丁目の諏訪雷神神社東側付近、もう一つは、末広2丁目の総合福祉センター付近です。ただし、いずれの地も決定的な資料は見つかっておらず、残念ながら伝承の域を出るものではありません。

遠元の館跡として最も有力視されているのが末広2丁目の総合福祉センターがある一帯。かつて地元で「二本杉」と呼ばれた場所です。江戸時代の文化・文政期に江戸幕府が編纂した「新編武蔵風土記稿」の桶川宿の項にも、遠元館と伝わる地として記述されています。

昭和30年頃まで、ここには、一本の杉の老木がそびえ立ち、幅1m前後の水堀と一本杉の東南方向に深さ2mの堀が存在し、館の伝承地の面影を偲ばせていました。しかし、宅地化などのため堀は埋め立てられ、一本杉も切り倒されてしまいました。

現在はこの一本杉があった付近に遠元館跡を示す碑が建てられ、古の伝承を今に伝えていきます。そして、この地は旧跡として桶川市指定の文化財に指定されています。

鎌倉幕府創立期に存在感を示した足立遠元と足立氏については、在地勢力としての資料や伝承が極めて少なく、その多くが謎に包まれているのが現実です。有力御家人にも関わらず資料が乏しいのは、東国武士団の中でも異例のことです。しかし、限られた情報の中でも遠元については公の場での記載が多く、時の権力者たちから厚い信任を受けた人物であったことは確かだと考えられます。

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の劇中でも、俳優の大野泰広さん演じる足立遠元が登場します。この謎多き武将が、三谷幸喜さんの脚本によってどのような人物に描かれるのかも楽しみの一つですね。



# 令和2年度財務書類(一般会計)から見る市の財政状況

詳しくは☎財政課☎788-4905

平成28年度決算から「統一的な基準」に基づき、財務書類を作成し公表しています。なお、詳細については市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

## ① 貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点において桶川市が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表です。たとえば、学校や道路などの整備にいくらかお金を使って、どれだけの資産が蓄えられたか、それらを整備するための負債がどれだけのかなどを明らかにするものです。

| 資 産                               | 642億円 | 負 債（将来世代が負担する金額）    | 291億円 |
|-----------------------------------|-------|---------------------|-------|
| 内訳 有形固定資産など<br>（道路、公園、学校などの土地や建物） | 607億円 | 純資産（これまでの世代が負担した金額） | 351億円 |
| 投資その他の資産<br>（基金、出資金、長期延滞債権など）     | 16億円  |                     |       |
| 流動資産                              | 19億円  |                     |       |

資産は642億円あり、そのほとんどは学校、庁舎などの事業資産や道路、公園などのインフラ資産です。その資産はこれまでの世代が負担してきた純資産351億円と、将来世代が負担する地方債などの負債291億円を原資としています。

## ② 行政コスト計算書

1年間の資産形成に結びつかない行政サービスに係る費用と、その行政サービスの直接対価として得られた使用料・手数料などの収益を対比させたものです。

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 経常費用            | 292億円 |
| 経常収益（使用料・手数料など） | 13億円  |
| 純経常行政コスト        | 279億円 |
| 臨時損益            | 5億円   |
| 純行政コスト          | 274億円 |

経常費用は292億円で、行政サービスの対価として市民が負担した経常収益は13億円となり、純行政コストは274億円となりました。

## ③ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したかを示したもので、今までの世代が負担した額の変動を表したものです。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 前年度末純資産残高       | 339億円  |
| 本年度純資産変動額       | 12億円   |
| 純行政コスト          | △274億円 |
| 財源（税収など、国庫等補助金） | 284億円  |
| その他             | 2億円    |
| 本年度末純資産残高       | 351億円  |

本年度純資産は、純行政コスト274億円に対し、財源およびその他が286億円となり、前年度より12億円の増加となりました。

## ④ 資金収支計算書

1年間の資金の増減を、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」の3区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。

|             |         |
|-------------|---------|
| 前年度末資金残高    | 5.3億円   |
| 本年度資金収支額    | 0.9億円   |
| 業務活動収支      | 16.5億円  |
| 投資活動収支      | △18.0億円 |
| 財務活動収支      | 2.4億円   |
| 本年度末歳計外現金残高 | 0.6億円   |
| 本年度末現金預金残高  | 6.8億円   |

本年度資金収支額は9千万円のプラスであり、本年度末現金預金残高は6.8億円となりました。

## ■市民一人あたりにするといくら？

|       |      |
|-------|------|
| 資 産   | 85万円 |
| 負 債   | 38万円 |
| 純 資 産 | 47万円 |
| 行政コスト | 36万円 |

人口75,174人（令和3年3月31日現在）

## ■「統一的な基準」とは？

これまでは、各自治体が様々な基準に基づき財務書類を作成していましたが、同じ基準でないため、自治体間の比較が難しいなどの課題がありました。このため、平成26年度に国から「統一的な基準」が示され全国の自治体に対し、この基準に沿った財務書類を作成するよう求められています。